

異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (脱炭素社会実現に係る各計画)

現
行

都道府県・市町村は、それぞれの法令に基づき

- ①地域気候変動適応計画
 - ②地方公共団体実行計画
 - ③環境保全活動等行動計画
- を策定する必要がある。

	地域気候変動 適応計画	地方公共団体 実行計画	環境保全活動等 行動計画
根拠	気候変動 適応法	地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境教育等による環 境保全の取組の促 進に関する法律
策定 義務	都道府県・ 市町村の 努力義務	都道府県・指定都市・ 中核市等の義務、他の 市町村の努力義務 ^(注)	都道府県・ 市町村の 努力義務

支障



- 内容が類似する複数の計画を策定している。
- 特に、適応・温暖化に関する内容は、専門性が高く職員のみでの策定が困難。

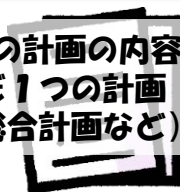
通知等により見直し

見
直
し
後

都道府県・市町村の判断で、環境総合計画など他の既存の計画と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化

地方公共団体向けの計画策定マニュアルを改定など

それぞれの計画の内容を含んだ1つの計画
(環境総合計画など)



効果

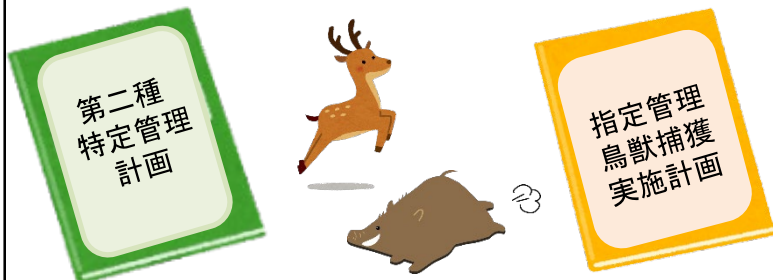
- 環境分野でまとまりのある計画策定が可能に
- 住民への効果的な周知が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化・円滑化



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (鳥獣管理に係る各計画)

現
行

野生鳥獣(シカ、イノシシ)の適切な個体数管理



第二種特定鳥獣管理計画(注1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(注2)
 ・鳥獣保護管理法第7条の2第1項 ・鳥獣保護管理法第14条の2第1項
 ・計画期間 3~5年 ・計画期間 1年程度

支障

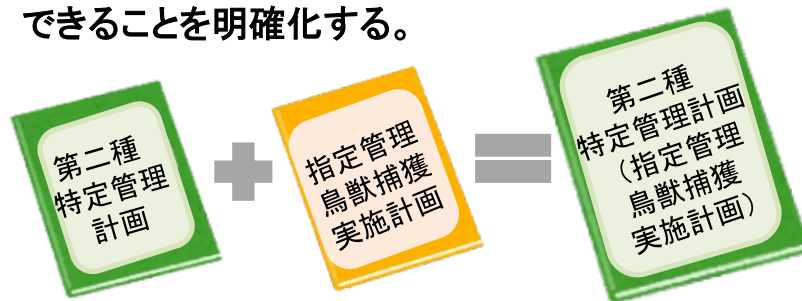
- 鳥獣管理のために複数の計画を策定する必要がある。
- 実施計画については、原則として毎年度の策定が必要であるため、事務の負担が生じている。



通知等により見直し

見
直
し
後

両計画を統合することも可能であること及び
第二種特定管理計画の期間内で両計画を策定
できることを明確化する。



効果

- 各都道府県の判断により、一定の条件を満たす場合には両計画を統合することも可能になり、計画策定に係る事務負担が軽減



(注1) 第二種特定鳥獣管理計画・・・その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事が策定
 (注2) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画・・・第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときに都道府県知事が策定

現
行

難病法

(※)指定難病(338種類)の医療費等に係る助成金

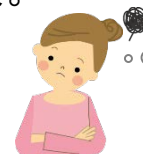
都道府県は、特定医療費(※)の支給認定を行う際、

- ✓ 認定を受けた患者が医療を受ける指定医療機関を定め、
- ✓ 当該**指定医療機関の個別の名称**等を記載した医療受給者証を交付しなければならないとされている。

医療受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

支障

- ✓ 利用する指定医療機関を新たに定め又は変更する場合には、その度に変更の手続きを行う必要。



駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続が必要...

× 患者・都道府県双方の負担が大きい

(参考)変更申請のうち指定医療機関の追加・変更に係るものの割合：
約7割 (3,362/4,906件) (R元年度、茨城県)

見
直
し
後

- ✓ 医療受給者証の記載事項の例示から、「指定医療機関の名称」を削除
- 患者が医療を受ける**指定医療機関**について、医療受給者証への**包括的な記載**が可能に

医療受給者証	例：●●県の指定医療機関
--------	--------------

効果

○ 患者・都道府県の負担軽減

